大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第8号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、本組合の職員(法第 22条第1項に規定する条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び 非常勤の職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を 除く。)を除く。以下「職員」という。)の退職管理に関し必要な事項を定め、 併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるも のとする。

第2条中第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第38条の2第1項、第4項及び第5項」に、「再就職者」を「再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)」に、「管理又は監督の地位にある職員の職」を「同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(法第38条の2第4項の規則で定める職を除く。)」に、「本組合の執行機関の組織等の職員」を「当該職に就いていた時に在職していた本組合の執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)の役職員(法第38条の2第1項に規定する投職員をいう。)又は法第38条の2第8項の役職員に類する者として規則で定めるもの」に、「契約等事務」を「契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前項各号」を「法第38条の2第6項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項中「第4項各号」を「法第38条の2第6項各号」に次「第2項に規定する職」を「同条第8項の国家行政

組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「第4項各号」を「法第38条の2第6項各号」に、「営利企業等」を「営利企業等(同条第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)」に、「子法人」を「子法人(同条第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第8項を削る。

第3条を削る。

第4条中「第6条」を「第5条」に、「就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった」を「就いた」に、「に規則で定める」を「に次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容

第4条を第3条とする。

- (7) 再就職先における地位
- (8) 契約(再就職者の離職前5年間に本組合が当該再就職者の再就職先と締結した契約のうち、1の年度の契約金額の合計額が300万円以上のものに限る。以下同じ。)に関与(随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務(間接的な業務を除く。)をいう。以下同じ。)をした場合にあっては、当該関与をした年度、関与をした当時に在職していた本組合の執行機関の組織等及び担当業務、契約の主たる内容並びに関与の内容

第5条第2項中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。 (過料)

第7条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万 円以下の過料に処する。

第8条を削る。

附則第2項第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同項第2号中「及び第 8条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。